

## 日本遺産推進協議会負担金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、日本遺産「桑都物語」推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する、日本遺産を通じた地域活性化を図るための事業（以下「日本遺産推進事業」という。）を円滑に推進するため、市が協議会に対し予算の範囲内において日本遺産推進協議会負担金（以下「負担金」という。）を交付することについて、八王子市補助金等の交付の手続き等に関する規則（昭和35年（1960年）八王子市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この負担金は、日本遺産推進事業を円滑に実施することにより、本市の歴史文化資源を活用して地域の活性化を図ることを目的とする。

### (交付対象事業費)

第3条 負担金の交付対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）は、協議会を運営するために必要な経費及び、協議会が実施する日本遺産推進事業の事業費のうち、文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）交付要綱（平成31年（2019年）4月1日付文化庁長官決定）及び文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）交付要綱（同）に基づく国庫補助金のほか、日本遺産に係る各種の補助金、交付金又は支援金（以下「補助金等」という。）の交付額を除いたものとする。

### (負担金の額)

第4条 負担金の額は、交付対象事業費の額に10分の10を乗じて得た額で、予算の範囲内とする。

### (交付申請)

第5条 協議会が負担金の交付を受けようとするときは、負担金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添え、市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助金等の採択又は交付の決定を通知する書類の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による負担金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付を決定し、負担金交付決定通知書（第2号様式）により協議会に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条の規定による交付決定に際し、負担金に係る適正な予算執行を図るために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(負担金の支払い等)

第8条 市長は、第6条の規定により額を確定したのち、当該負担金を請求により支払うものとする。  
2 協議会は、前項の規定により負担金の支払いを受けようとするときは、負担金概算払請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業計画等の変更及び承認)

第9条 協議会は、事業計画の内容を変更しようとするとき(事業を中止するときを含む)は、負担金事業計画内容変更等申請書(第4号様式)に関係資料を添えて、速やかに市長に申請するものとする。  
2 市長は、前項の申請書の内容を審査し、適当と認めるときは負担金事業計画内容変更等承認書(第5号様式)により協議会に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 協議会は、負担金の対象となる事業が完了したときは、当該事業の完了の日から30日を経過した日又は当該年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに負担金実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。  
(1) 事業報告書  
(2) 収支決算書  
(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(負担金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、負担金の交付決定の内容に適合するものであると認めるときは、交付すべき額を決定し、負担金確定通知書(第7号様式)により協議会に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第12条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、負担金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。  
(1) 偽りその他不正の手段により負担金の交付を受けたとき。  
(2) 負担金を他の用途に使用したとき。  
(3) 負担金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき。

(負担金の返還)

第13条 市長は、当該年度内に負担金対象事業が完了しないとき、及び前条の規定により負担金の交付決定を取り消した場合又は第10条の規定により補助金の額が確定した場合において、負担金の当該取消に係る部分又は確定額を超える負担金に関し、既に負担金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(重複受給の禁止)

第14条 この負担金は、本市における他の要綱等による負担金または補助金と重複して受けられないものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年(2022年)10月5日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

令和 年（ 年） 月 日

八王子市長 殿

住所又は所在地  
代表者氏名

印

日本遺産推進協議会負担金交付申請書

令和 年度（ 年度）日本遺産推進協議会負担金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類

第2号様式（第6条関係）

令和 年（ 年） 月 日

殿

八王子市長

日本遺産推進協議会負担金交付決定通知書

令和 年（ 年） 月 日付で申請がありました日本遺産推進協議会負担金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 負担金交付決定額 円
- 2 交付条件

第3号様式（第8条関係）

令和 年（ 年） 月 日

八王子市長 殿

住所又は所在地  
代表者氏名

印

日本遺産推進協議会負担金概算払請求書

令和 年（ 年） 月 日付で交付決定のあった日本遺産推進協議会負担金について、下記のとおり請求します。

記

- |         |                        |
|---------|------------------------|
| 1 交付決定額 | 円                      |
| 2 交付請求額 | 円                      |
| 3 添付書類  | 日本遺産推進協議会負担金交付決定通知書の写し |

第4号様式（第9条関係）

令和 年（ 年） 月 日

八王子市長 殿

住所又は所在地

代表者氏名

印

日本遺産推進協議会負担金事業計画内容変更等申請書

令和 年（ 年） 月 日付で交付決定のあった日本遺産推進協議会負担金に係る事業計画の変更（中止）について承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更（中止）内容  
（変更前）

（変更後）

2 変更（中止）理由

3 添付書類

第5号様式（第9条関係）

令和 年（ 年） 月 日

殿

八王子市長

日本遺産推進協議会負担金事業計画内容変更等承認書

令和 年（ 年） 月 日付で提出のあった日本遺産推進協議会負担金事業計画内容変更等について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 変更（中止）内容



第6号様式（第10条関係）

令和 年（ 年） 月 日

八王子市長 殿

住所又は所在地  
代表者氏名

印

日本遺産推進協議会負担金実績報告書

令和 年（ 年） 月 日付で交付決定のあった日本遺産推進協議会負担金の事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 実績額   | 円 |
| 3 不用額   | 円 |
| 4 添付書類  |   |

第7号様式（第11条関係）

令和 年（ 年） 月 日

殿

八王子市長

日本遺産推進協議会負担金確定通知書

令和 年（ 年） 月 日付で提出のあった日本遺産推進協議会負担金実績報告書の内容を審査した結果、下記のとおり負担金の額を確定しましたので通知します。

記

- |            |   |
|------------|---|
| 1 負担金交付決定額 | 円 |
| 2 負担金確定額   | 円 |